

区民の声の公表（令和6年3月受付分）

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先(電話、FAX)	受付日	関連情報
せたがやPay改善要望	せたがやPayに関して要望させてください。導入して2年ほど、26万人が登録、加盟店も他の区とも比較すると伸びていると感じます。中小企業応援ということで、区の明確な指針もよいと思います。一点だけ、チャージ方法に関して区議会でも度々上がっている議題だと思いますが、改善がなされていないため、利用者の、さらなる伸びのネックとなっています。なぜ、利用者が現金を用意してコンビニに行かなければ使えないのか？利用者目線での対応、デジタル化対応というには、かなりお粗末な状況です。区長の強いリーダーシップで早期改善をよろしく願います。	せたがやPayのチャージ方法について、現時点においてはセブン銀行ATMにて現金をチャージしていただく方法を基本としています。ご指摘いただいた通り、アプリの利便性を向上し、より多くの方に気軽にご利用いただくためには解決しなければならない課題であり、現行のチャージ方法からの拡充を図る必要があると認識しています。一方で、チャージ方法の拡充にあたっては、その手段に応じて、事業者への手数料の支払いに多くの費用を要するなどの課題もあるため、拡充による効果性と要する経費を比較しながら検討を進める必要があるとも考えています。これらを踏まえ、実施主体である商店街振興組合連合会では、現在、個人の銀行口座と連携したオンラインチャージ機能の実装に向け準備を進めているところで。	経済産業部 商業課	電話 03-3411-6667 FAX 03-3411-6635	2024年3月4日	
エシカル消費について	区のおしらせ3月1日を読みました。まず、なぜ片仮名語のエシカルという表現をするのでしょうか。区民でもできることが幾つか掲載されていますが、近所のスーパーマーケットのキャベツ売り場には、なぜか外側を剥がして棄てられるごみ箱が置いてあります。栄養もあり本来は食べて欲しいものです。なぜ食料を無駄にさせるのか、是非区からもスーパーに指導していただきたいです。	「エシカル消費」という言葉は、1989年にイギリスで創刊された「エシカルコンシューマー」という専門誌で初めて使われるようになったと聞いています。現在、国や東京都をはじめとした多くの行政機関や関係団体などは、「エシカル消費」という言葉を使って様々な周知・啓発活動を行っているところです。このようなことから、区のおしらせ3月1日号においても「エシカル消費」と表現しました。また、「エシカル消費」の取り組みの中の一つに「食品ロスの削減」があり、区としても、1例として、野菜の皮なども無駄なく使えるような調理法を紹介する消費生活講座を開催するなど、啓発活動を行っています。今後も、野菜を含む様々な食材の無駄が発生しないよう、広く事業者や区民の皆様への周知・啓発に努めていきます。	経済産業部 消費生活課	電話 03-3410-6523 FAX 03-3411-6635	2024年3月4日	
世田谷区庁舎建て替え工事の遅延における違約金等について	世田谷区庁舎建て替え工事の遅延における違約金および損害賠償額の合計が22億円とのニュースがありました。この違約金および損害賠償額の内容や内訳を公表していただきたいです。	世田谷区庁舎建て替え工事の遅延における違約金等について、既に報道等にあるとおり、区では、令和6年3月、世田谷区議会本会議における議決を受け、本件工期延伸にかかる大成建設株式会社東京支店との違約金等の支払に関する考え方等をまとめた合意書を締結しました。現時点で想定される違約金等の内訳は、まず、遅延違約金は、各工期の遅延期間について1期は8か月、また現時点では未確定の2期、3期をそれぞれ12か月、18.5か月と仮定し、現段階での契約金額を基に算出した約12億円、これに加え、施工者選定の入札時の技術提案不履行による違約金が約4億1,500万円、さらに、区に生じた実際の損害額が技術提案不履行の違約金(約4億1,500万円)を超える場合、その超過分を求めることとします。現時点で試算できる損害額が10億円程度であるため、以上を合算した額が、約22億円(※)となります。損害額については、仮庁舎の賃借料等、これから発生するものもあり、現時点での想定額となります。今後の算定で増減する可能性がありますので、予めご了承ください。※計算式：遅延違約金約12億円+技術提案不履行違約金約4.15億円+技術提案不履行違約金の超過分約6億円(=現時点での想定損害額約10億円-技術提案不履行違約金約4.15億円)=約22億円 なお、世田谷区本庁舎等整備工事の延伸に関する経過等につきましては、区ホームページに掲載しています。 (令和6年3月時点回答)	庁舎整備担当部 庁舎管理担当課	電話 03-5432-2074 FAX 03-5432-3006	2024年3月7日	世田谷区本庁舎等整備工事の延伸に関する経過
落書きやステッカーの被害が多い。治安悪化を懸念している。	近隣で落書きやステッカー貼付の被害が多く、治安悪化を懸念している。区として落書き防止対策に取り組んでほしい。	世田谷区では、「世田谷区環境美化等に関する条例」で落書きを禁止するとともに、落書き防止対策に取り組んでいます。具体的には、落書き禁止ステッカーの配布や落書き除去のボランティアへの物品支援を行っています。ご意見は今後の落書き防止に対する区の施策の参考とし、区では引き続き清潔できれいなまちづくりを進めて参ります。	環境政策部環境保全課	電話 03-6432-7137 FAX 03-6432-7981	2024年3月11日	
図書館の閉館時間について	区立図書館の大半の閉館時間が19時となっている。区外で働いている者にとって、19時までに行くことは容易ではない。今日も予約期限の本を受け取りに急いで行ったが、数分の差で閉館となっていて、受け取る事ができなかった。19時閉館はあまりにも早い。住民サービス向上、図書館の利用頻度向上のためにも、是非とも21時閉館としていただきたい。	ご指摘のとおり、区立図書館では、駅に近い図書館(経堂・烏山・梅丘)や図書館カウンター(下北沢・三軒茶屋・二子玉川)では、21時まで開館していますが、そのほかの図書館では19時に閉館しています。いただいたご意見については、今後も利用者の利便性の効果や立地状況などの課題を整理しながら、地域の状況にあった図書館運営を検討していきます。なお、開館時間内には図書館を利用できない方のために、予約資料を時間外に受け取れる図書館ブックボックスを、4月からモデル事業として小田急線下北沢駅に設置する予定ですので、ぜひご利用ください。	教育政策・生涯学習部 中央図書館	電話 03-3429-1811 FAX 03-3429-7436	2024年3月12日	
世田谷区のご当地ヒーローについて	世田谷区にご当地ヒーローを誘致していただけないでしょうか？できれば区内映像制作会社のヒーローの流れを汲んだものを公認していただいて。ヒーローグッズやヒーローになれる権利をふるさと納税で活用している事例もありますぜひご検討をお願いします。世田谷産まれ世田谷育ちの私としては世田谷区をもっと盛り上げたいと思います。	区では、区内の産業振興や観光振興を目的に「世田谷区特別住民票」の発行を行っております。この制度は、区にゆかりのある、漫画やテレビ等に登場した架空の人物、擬人化した動物、植物等の創作物について、キャラクターの著作権を有する方等からの申請に基づいて交付するもので、これまでに、商店街のゆるキャラを中心に13の交付実績があります。いただいたご意見を参考に、引き続き区内の産業振興や観光振興に努めてまいります。	経済産業部 経済課	電話 03-3411-6653 FAX 03-3411-6635	2024年3月13日	
コロナワクチン廃棄について	コロナワクチン、もったいないです。有償でも無償でも構わないので、今後も接種を続ける医療機関に譲渡できないでしょうか。長いものだとして来年の2月まで有効らしいです。	特例臨時接種において国から供給された新型コロナウイルスについては国の方針により、特例臨時接種が終了する令和6年4月1日以降は使用することができず、ワクチンの有効期限が到来する前であっても廃棄することとされております。なお、4月1日以降の接種に使用するワクチンについては、接種を行う医療機関が改めて卸売業者等から購入することとなります。	世田谷保健所 感染症対策課	世田谷区予防接種コールセンター TEL 03-5432-2437 FAX 03-5432-3022	2024年3月18日	

<p>医療的ケア児の保育園増枠希望</p>	<p>現在一歳の気管切開をしているいわゆる医療的ケア児の母です。保育園に入園を希望していますが、世田谷区は医療的ケア児の保育園が指定されている、かつ各保育園枠一名のため、入園できません。保育園の枠、指定保育園も少なすぎると感じます。指定保育園以外の保育園に通っている兄弟もおり、一緒に通わせてあげたいです。第一希望としては希望の保育園(非指定保育園)でも入園検討をしていただきたいです。それが難しい場合は、せめて今の指定保育園の枠を増やしてほしいです。</p>	<p>区では、平成30年から、令和5年までの間に、医療的ケアが必要なお子さんをお預かりする指定保育園を地域に1か所ずつ整備してまいりました。指定保育園でのお預かりにおいては、ほかの子どもたちとの関わりから、集団保育が可能であることや病状が安定していることを前提に、医療的ケアを適切に行うため、看護師の適正配置とともに必要な環境を整備しております。加えて、園の指導医やサポート医をはじめとした医療的な支援のほか、関係者間の連携により情報を密に共有し、お子さんの園生活をサポートするなど、通常の園にはない体制を整えております。医療的ケアが必要なお子さんの増加や身近な園での保育ニーズは十分に認識しておりますが、集団保育の中でお子さんをお預かりするためには、安全性を確実に担保していく必要もございます。今後、保育ニーズも踏まえ、新たなお預かり枠の設置について、検討していきます。</p>	<p>子ども・若者部 保育課</p>	<p>電話 03-5432-2448 FAX 03-5432-3018</p>	<p>2024年3月19日</p>	
<p>区営の有料施設について</p>	<p>ふるさと納税制度の影響で、世田谷区は100億円ほどの減収がある旨、記事で読みました。そこで私が考えたアイデアとして、既存の公営図書館とは別に有料施設として図書館やワーキングスペースを設置し、その施設の使用料をふるさと納税の返礼品として設定することです。なお、有料施設では、衛生面やルールの設置、本の入荷リクエストなどがあるとさらに人気が出るかもしれません。</p>	<p>ふるさと納税の返礼品等は区外の方向けのものである一方、区立施設の利用等を返礼品等に設定する場合にはその設 立趣旨から区民の方の利用への配慮が必要になると考えております。いただいたご意見も踏まえ、制度の範囲内で、世田谷を訪れていただくことにつながるような魅力的な返礼品等を拡充するなどして、税外収入の確保を図ってまいります。また、区民の皆様に対しても、制度上返礼品をお贈りすることはできませんが、制度本来の趣旨にも通じる、寄附(ふるさと納税)の意義のPRを続けてまいります。</p>	<p>政策経営部 ふるさと納税対策担当課</p>	<p>電話 03-5432-2190 FAX 03-5432-3047</p>	<p>2024年3月21日</p>	
<p>保育園の補助金について</p>	<p>今回一歳児の子どもが認可の保育園に入れず、認可外保育所を探すこととなりました。私の住んでいる地域は認証保育所も一つしかなく、ほとんどが企業主導型保育園でした。やっとの思いで三月下旬、企業主導型保育園に決まりました。今回、3人目の子なので、認可保育園であれば、保育料が無料のはずですが、企業主導型保育園は25,000円しか補助金が出ません。これはなぜなのでしょう？認証保育園はプラスでもっと補助金ができるのに、違う理由がわかりません。認可に入れなくて大変な思いをして保育園を探さなければいけない立場だったのに、なぜ補助もしてくれないのでしょうか。同じ世田谷区民で、ましてや3人目なのに、認可に入らない人達はこのような対応なのでしょう。同じように申し込んでいるのに、認可に入らないだけであまりにも対応が変わるので憤りを感じます。</p>	<p>企業主導型保育事業についてですが、国から助成金を受けて運営を行っており、利用負担額に関しては、国が示した平均的な水準(利用者負担相当額)にもとづき、各施設ごとに利用負担額を設定することとされています。そのため、世田谷区からは企業主導型保育事業所に通われている第2子以降の児童1人あたり25,000円の子多世帯支援を行っているところです。一方、認証保育所などその他の施設の保育料補助については、認可外保育施設の施設種別によって他の助成金や補助金の体系が異なっているために生じております。</p>	<p>子ども・若者部 保育認定・調整課</p>	<p>電話 <認可外保育施設に関すること> 03-5432-2313 <認可保育園に関すること> 03-5432-1200 FAX 03-5433-3018</p>	<p>2024年3月22日</p>	
<p>高齢者医療保険料の支払い方法</p>	<p>後期高齢者医療保険料の通知を受領し自宅でネットのクレジットカード払いを1時間余りトライしたが上手くいかなかった。その後、後期高齢者医療保険料ではクレジットカードが使えないと判明。近くのATMで支払いを完了した。以下改善策を要請したい。 ① 自宅からネットでクレジットカード利用を可とする。 ② 支所や区民センターにはクレジットカード端末が設置されている。 来期は年間分を自宅で一括払いしたいので至急改善願いたい。</p>	<p>クレジットカードを用いたお支払いに関しましては、後期高齢者医療制度がご高齢の方のみを対象としていることもあり、大多数の被保険者様が年金天引と口座振替により保険料をお支払いされており、導入のご要望は少数にとどまっています。加えて、クレジットカードを用いたお支払いの導入には多額の費用を要することも一因となり、現在まで導入に至っておりません。なお、現在は自治体ごとに個別のシステムを構築していますが、国主導による全国共通仕様のシステムの導入が令和8年に予定されています。については、今回いただいたご意見も踏まえ、クレジットカードを用いたお支払いを始め、新しい納付方法の導入を検討して参ります。</p>	<p>保健福祉政策部 国保・年金課</p>	<p>電話 03-5432-2390 FAX 03-5432-3088</p>	<p>2024年3月23日</p>	
<p>けやきねつとの夜間利用制限解除希望</p>	<p>けやきネット利用については時間制限が無い状況に関わらず、0時～7時に使えないととても不便です。制限理由と、解除への障害について、明らかにして頂き、その正当性をご検討の上、解除に前向きに取り組んで頂きたいです。因みにこのメール発信時間は1時です。空き時間に済ませたい事に制限時間があると、不条理に感じます。</p>	<p>けやきネットで管理している区の施設は201施設あり、そのうち64施設が「無人館」で、町会の方などに鍵の開け閉めや、部屋の管理をお願いしています。また、無人館にシステムを使えるPCを置くことは、安全性やPC操作などの課題が多い状況です。一方、前日までは、予約やキャンセルをシステムから入れることが可能なため、前日の24時までで入力を締め切り、当日の朝までに、すべての区民利用施設に予約情報をFAXで送り、無人館も含めて、当日の施設管理をしています。システムと各施設との連携がオンラインではなく、前日の24時で締めて、FAXで各施設に情報を送っていることや、施設使用料の支払いの確定処理を24時以降に行っているため、ご要望いただいた点については、現行のシステムと施設管理体制では対応が難しく、今後の課題とさせていただきます。</p>	<p>地域行政部地域行政課</p>	<p>電話 03-5432-2251 FAX 03-5433-3068</p>	<p>2024年3月29日</p>	